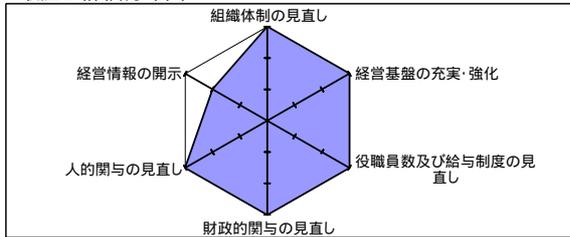


## 出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	十分達成している
経営基盤の充実・強化	十分達成している
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	十分達成している
経営情報の開示	ある程度達成している。

## 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

## (1) 組織体制の見直し

【評価: 十分達成している】

プロパー職員研修の充実  
経営改善に取り組める人材の育成のために職員研修を積極的に実施した。平成19年度は引き続き防災・安全・救命等の研修を実施するとともに、新公益法人会計基準に対応するため会計研修にも重点を置いた。平成20年度は更に研修を充実させ、職員の資質向上と意識改革を行っていく。

## 法人の組織改正

指定管理者制度導入に伴い、平成18年度から本部事業部門から指定管理事業部門を独立させた法人の組織改正を行なった。

## (2) 経営基盤の充実・強化

【評価: 十分達成している】

効果的かつ効率的な経営  
自主的な経営努力により、利用料金収入は取組指標を1,015千円を上回る成果(対前年度比5.2%増)を上げた。修繕費用の増加と芸術文化事業収入が見込みを下回ったため、当期収支では1,017千円の赤字となったが、前期からの繰越を合わせて7,777千円を平成20年度に繰り越し、平成17・18年度に続き運用財産の取崩しを行っていない。なお、正味財産は407千円増加している。

## 積極的な収入の確保

新規利用者の開拓や既利用者の定着化などにより積極的な収入の確保に努めた。また、基本財産の有利な運用に努め、金利の上昇もあり運用益が増加した。平成20年度は更なる利用者の増加、芸術文化事業収入の増加や効率的な資産運用を図る。

## 【19年度2次評価に対する対応】

企業への展示会・説明会などの案内、各種試験会場の案内、県下中学・高校への文化活動発表等の案内を強化するとともに、新しい財源開拓を検討する。利用者数及び文化事業収入を取組指標に追加し、さらなる収益増を図る。

## (3) 役職員数及び給与制度の見直し

【評価: 十分達成している】

役職員等の削減  
職員については法人の組織改正に伴い、県派遣職員2名・県OB2名を削減した  
給与等の見直し  
平成18年度から基本給の一律10%削減を実施し、勤勉手当を業績による支給とした。平成18・19年度は業績良好につき、勤勉手当を支給した。

## 【19年度2次評価に対する対応】

平成20年度から施行される公益法人制度改革で、理事及び評議員を見直す必要があるため、これに合わせて理事及び評議員の適正な人員を検討する。平成21～22年度に方針を決定する。

## 2 県の関与の適正化に向けた取組

## (1) 財政的関与の見直し

【評価: 十分達成している】

県からの委託料の削減  
指定管理者制度に伴い、県からの委託料を大幅に削減した。  
県からの補助金の削減  
県からの派遣職員を減員し、人件費補助金を削減した。また、芸術文化事業に対する県からの補助金は廃止した。補助を継続している文化活動活性化支援事業への補助金を平成20年度に減額する。

## 【19年度2次評価に対する対応】

一層の経費節減と収入の増加を図り、指定管理者として自主的な施設改修・修繕を実施することにより、県の財政的支援の軽減に努める。

## (2) 人的関与の見直し

【評価: 十分達成している】

県派遣職員の引揚げ  
指定管理者制度移行により、指定管理部門に係る県派遣職員2名を減員した。  
県OBの役職員就任の見直し  
生活文化センターの県OB2名退職により、県OB2名を減員した。

## 【19年度2次評価に対する対応】

文化事業に携わる県派遣職員の引き上げについては、現状では人力的・経費的にプロパー職員を充てるのが困難であるため当面は派遣を継続するが、今後、法人の経営状況や人材の状況等を勘案しながら、人的関与のあり方を検討する。

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価: ある程度達成している】

経営情報等の開示  
経営情報等については、事業報告及び決算状況を全て開示し、ホームページに掲載している。平成19年度はアクセス数目標を大幅に増加設定したため、計画を3%程度下回る6,311千件のアクセス数であった。

## 4 総合的評価

平成19年度は平成18年度に引き続き、愛媛県県民文化会館の指定管理者として収入の増加に努め、利用料金収入は前年度を5%上回る結果となった。また、経費の節減に努める一方、指定管理者として自主的な会館設備の改修・修繕を積極的に進め、法人の自主性・自律性に向けた各取組みへの達成度は高いと考えられる。

また、指定管理制度に伴い、県からの委託料・補助金が削減された結果、県の財政的支援が軽減できており、県関与の適正化に向けた取組みも順調である。

平成20年度以降は、指定管理事業において、さらなる収益の確保により経営基盤を充実させるとともに、当法人の本来業務である文化事業においては、県の文化振興という目的を達成するために、より効率的かつ効果的な事業の実施に努めることとする。